

一般財団法人 ふくしま建築住宅センター
低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査手数料規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、「一般財団法人ふくしま建築住宅センター低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程」(以下「業務規程」という。)第12条第1項及び第2項の規定に基づき、一般財団法人ふくしま建築住宅センター(以下「センター」という。)が実施する低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(審査手数料)

第2条 業務規程第11条に規定する技術的審査業務手数料は、申請一件につき、次の表に掲げる額とする。

(単位：円)

| 住棟の総戸数 | 金 額 | |
|-----------|--------------------------|--------------------------|
| | 建築確認との併願申請の場合 | 単独申請の場合 |
| 一戸建て | 36,000 (税込価格39,600) | 40,000 (税込価格44,000) |
| 2戸～5戸 | 70,000 (税込価格77,000) | 80,000 (税込価格88,000) |
| 6戸～10戸 | 90,000 (税込価格99,000) | 100,000 (税込価格110,000) |
| 11戸～25戸 | 130,000 (税込価格143,000) | 140,000 (税込価格154,000) |
| 26戸～50戸 | 170,000 (税込価格187,000) | 180,000 (税込価格198,000) |
| 51戸～100戸 | 230,000 (税込価格253,000) | 240,000 (税込価格264,000) |
| 101戸～200戸 | 300,000 (税込価格330,000) | 320,000 (税込価格352,000) |
| 201戸以上 | 別途、見積りによる。 | |

- 2 住戸部分の計算方法が仕様・計算併用法の場合、前項同表の手数料の8割の額とする。
- 3 住戸部分の計算方法が仕様基準の場合、第1項同表の手数料の5割の額とする。
- 4 計画変更の手数料は、計画変更時の戸数に応じて第1項同表の「単独申請の場合」から算出される手数料の1/2の額とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項同表から算出される手数料とする。
 - 一 規模等の変更であって手数料区分が変わる変更や過半以上が再審査となる場合
 - 二 直前の技術的審査をセンター以外の機関等から受けている場合

(審査手数料の納入方法)

第3条 依頼者は、審査手数料を現金又は銀行振込により納入するものとする。ただし、申請前に協議して、別の支払期日及び納入方法によることができる。

(審査手数料の返還)

第4条 収納した審・改正査手数料は、原則として返還しない。

(委任)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(附則)

この規程は、平成25年4月1日より施行する。

(附則)

この規程は、平成26年4月1日より施行する。

(附則)

この規程は、令和元年10月1日より施行する。

(附則)

この規程は、令和5年4月1日より施行する。

(附則)

この規程は、令和7年4月1日より施行する。